三重ブランド PRツール作成業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

県では、全国に通用する高い商品力があり、県のイメージアップにつながる県産品について、産品とその生産者等を「三重ブランド」として認定する「三重ブランド認定制度」に取り組んでいます。

三重ブランド認定品を効果的に発信することで、県の知名度向上を図り、ひいては、 県産農林水産物の振興や集客力の向上、農林水産業者等の意欲向上につなげていくため、 統一的なブランドイメージのもとで、認定品に係るPRツールを作成するものです。

2 業務の内容

(1)業務名称

三重ブランドPRツール作成業務

(2) 実施期間

業務委託契約の締結日から令和2年12月25日(金)まで

(3) 作成物等

- ① 令和元年度新規認定品目「個別ポスター(2種)」作成
- ② 既認定品(計20品目)の一覧を掲載した「三重ブランドポスター」作成
- ③ 三重ブランドカタログ作成
- ④ 三重ブランド概要リーフレット作成

① 令和元年度新規認定品目「個別ポスター(2種)」作成

令和元年度新規認定品目(「綿織物」及び「伊賀米」の2品目)の紹介ポスターの版下作成及び印刷物納品を行うもの。

〔詳細仕様〕

	<1>綿織物	<2>伊賀米
版下の作成、納品	B2 版及び A4 版の 2 種	B2 版及び A4 版の 2 種
	※デザインはそれぞれ同一とする。	※デザインはそれぞれ同一とする。
	ただし、サイズに合わせ微調整を行うこと。	ただし、サイズに合わせ微調整を行うこと。
印刷物の作成、納品	B2版 100部	B2版 100部
	「マットコート紙 135kg]	「マットコート紙 135kg]
	4C+金(DIC620)	4C+金(DIC620)
	A4版 なし	A4版 なし
撮影及び取材	なし	
	(「③ 三重ブランドカタログ作成」の撮影写真を流用のこと)	
デザイン	過去に作成した他品目ポスターのイメージを継承のこと。	
コピーライティング	過去に作成した他品目ポスターのイメージを継承して、キ	
	ャッチフレーズ及び紹介文を作成のこと。	
校正及び修正	2回程度(うち1回は簡易色校正を兼ねる)	

② 既認定品(計20品目)の一覧を掲載した「三重ブランドポスター」作成

現行ポスターを基に、令和元年度新規認定品目(「綿織物」及び「伊賀米」の2品目)を 追加した、既認定品目を一覧にしたポスターの版下作成及び印刷物納品を行うもの。

〔詳細仕様〕

版下の作成、納品	B2 版及び A4 版の 2 種	
	※現行カタログの版下は提供 (PDF 及びイラストレータ形式)。	
	※デザインはそれぞれ同一とする。	
	ただし、サイズに合わせ微調整を行うこと。	
印刷物の納品	B2版 100部(マットコート紙 135kg 4C+金(DIC620))	
	A4 版 なし	
撮影・取材	なし	
	(「③ 三重ブランドカタログ作成」の撮影写真を流用のこと)	
デザイン	現行ポスター(18 品目版)のイメージを継承のこと。	
コピーライティング	なし	
校正及び修正	2回程度(うち1回は簡易色校正を兼ねる)	

③ 三重ブランドカタログ作成

現行カタログ (28ページ) を基に、令和元年度新規認定品目 (「綿織物」及び「伊賀米」の2品目) 及び認定事業者 (「伊勢茶」の2事業者) の追加、既認定品の改良品の登録 (「四日市萬古焼」の1事業者) を反映したカタログの版下作成及び印刷物納品を行うもの。

[詳細仕様]

版下の作成、納品	A4版 32ページ(現行カタログから4ページ増)	
	※現行カタログの版下は提供(PDF及びイラストレータ形式)。	
印刷物の納品	2,000 部	
	(マットコート紙 90kg 4C+金(DIC620) 中綴じ製本)	
撮影・取材	のべ4日以内	
	※県が各種広報等に用いるため、採用写真以外の写真データ(いわ	
	ゆるアザーカット)も JPEG 形式で納品のこと。	
デザイン及び	ア 現行カタログのイメージを継承のこと。	
コピーライティング	イ 新たに設ける4ページのうち、2ページ分は新規認定	
	品目(「綿織物」及び「伊賀米」)の記事(各1ページ)を新規に	
	作成し、コピーライティング(キャッチフレーズ及び紹介文	
	の作成)を行うこと。	
	残り 2 ページ分は三重ブランドの制度概要等を掲載	
	することとするが、原稿等は発注者が提供する。	
	ウ 認定事業者の追加(「伊勢茶」の2事業者) や、既認定品の	
	改良品の登録(「四日市萬古焼」の1事業者)を反映した修正	
	を行うこと。	
校正及び修正	2回程度(うち1回は簡易色校正を兼ねる)	

④ 三重ブランド概要リーフレット作成

現行リーフレットを基にして、令和元年度新規認定品(「綿織物」及び「伊賀米」の2品目)及び新規認定事業者(「伊勢茶」の2事業者)の追加等を反映した概要リーフレットの版下作成及び印刷物の納品を行うもの。

[詳細仕様]

版下の作成、納品	A4 版 4 ページ (A3 両面センター折)
	※現行リーフレットの版下は提供 (PDF 及びイラストレータ形式)。
印刷物の納品	2,000 部
	(マットコート紙 90kg 4C+金(DIC620))
撮影・取材	なし
	(「③ 三重ブランドカタログ作成」の撮影写真を流用のこと)
デザイン及び	ア 現行リーフレットのイメージを継承のこと。
コピーライティング	イ 新規認定品目の追加記事((「綿織物」及び「伊賀米」)や、
	認定事業者の追加 (「伊勢茶」の2事業者)、既認定品の改良
	品の登録(「四日市萬古焼」の1事業者)を反映した修正を行
	うこと。
校正及び修正	2回程度(うち1回は簡易色校正を兼ねる)

<留意事項及び業務実施上の条件等>

- ① 編集やデザインについては、企画段階において、随時企画案を発注者に提示し、 発注者の意見を反映すること。これについては、校正に含まないものとする。
- ② 委託業務の実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、発注者との協議で決定するものとする。
- ③ 人物の撮影に当たり、被写体に対して「撮影行為」及び「県が各種広報活動等で写真を活用する可能性があること」について、受注者の責任で同意を得ること。
- ④ 本契約に基づく成果物(印刷物及び版下や各種写真の電子データ)の所有権は、 発注者への成果物の引渡し完了と同時に三重県に移転するものとし、成果物(印刷物及び版下や各種写真の電子データ)の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- ⑤ 原則として、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせては ならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ⑥ 本件業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本件業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- ⑦ 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適 用を受けるものとする。
- ⑧ 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第 三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

- ⑨ 発注者は、必要に応じ受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- ⑩ その他、業務の遂行において疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこととする。

3 契約上限額

金2,193,400円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1)参加者資格

- ① 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権 を得ない者でないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32 条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ① 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- ② 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ③ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 契約条件

(1) 委託業務名

三重ブランドPRツール作成業務委託

(2)委託期間

業務委託契約の締結日から令和2年12月25日(金)まで

(3)納品を要する成果品等

- ① 業務完了報告書 1部
- ② 2 (3) で示した印刷物及び電子データ (2枚)
 - ア 版下や写真などの電子データは、電磁的記録媒体(CD等)に収めること。
 - イ 版下データは、PDF形式及びイラストレータ形式によること。

なお、PDF形式については、「印刷入稿用(トンボ有)」と「Web 掲載用の 軽量版(トンボ無)」の2種類を納品のこと。

ウ 写真データは、JPEG形式(350dpi 程度の解像度)によること。

(4) 成果品の提出期限

令和2年12月25日(金)

6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、「三重ブランドPRツール 作成業務企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)」で審査の上、最優 秀提案を選定し、その提案を提出した者と業務委託契約を締結するものとします。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおりとします。

- (1) 企 画 性 独自のアイデアが盛り込まれ、インパクトのある内容となって いるか。
- (2)的確性とと言葉の内容は仕様書と言葉し、具体的に記述されているか。
- (3) 訴 求 性 認定事業者の取組内容が明確に伝えられ、三重ブランドの魅力 が消費者等に伝わるデザインになっているか。
- (4) 専門性 県産品の情報を効果的に発信する実績と専門技術を有するか。
- (5)経済性費用対効果の観点から効率的な内容となっているか。
- (6)業務推進体制 十分な業務受託体制となっているか。

7 提出を求める企画提案資料等の内容

(1) 企画提案書

以下の①~⑥を各8部(正本1部、副本7部)提出してください。 なお、⑤を除いて任意様式とし、必要に応じて補足資料の添付も可とします。

- ① 企画提案書(次のア~ウの3項目は必ず記載のこと)
 - アパンフレットおよびポスターのデザイン、レイアウト等の考え方
 - イ 編集者やカメラマンなど、製作に携わる者の氏名及び実績
 - ウ類似業務の実績
 - エ 上記を補足する資料(必要な場合のみ)
- ② 業務執行体制
- ③ 業務執行スケジュール
- ④ 費用内訳書(経費の内訳及び消費税及び地方消費税相当額を明記のこと)
- ⑤ 企画提案コンペ参加資格確認申請書(規定様式:第1号様式)
- ⑥ 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」または「代表者事項 証明書」の写し

(2)提出期限等

企画提案書等は、持参又は郵送で提出のこと。(電子メールやFAX不可)なお、郵送の場合は、電話等で到達確認を行うこと。

提出期限:令和2年7月15日(水)午後3時必着

(3)提出先

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 ブランド協創班(県庁6階)

電話 059-224-2395 (担当:山口、有田)

8 プレゼンテーションの実施

提案者から提出される企画提案資料による審査と併せ、以下により提案者のプレゼン テーションによる審査を実施して最優秀提案を選出し、その提案を提出した者と契約条件を協議の上、業務委託契約を締結します。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を 5者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。 なお、提案が1者のみの場合は、プレゼンテーションによる審査に代えて、選定委員 会での書類審査を実施します。

(1) 内容

プレゼンテーションは提案者による説明 15 分、選定委員会の質疑 10 分とする。

(2) 日時・場所

令和2年7月21日(火) 午前9時から 津市広明町13番地 三重県庁 6階ミーティングルーム

(3) 時間割等の連絡

プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に対し、 令和2年7月17日(金)までに電子メール又はFAXにて連絡します。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用) (有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税<u>確認</u>書」(三 重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し
- (3)過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあっては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」
- (5) 提出期限及び提出先 最優秀受託候補者のみに別途お知らせします。

10 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、下記のとおり必ず文書で行ってください。(電話での質問は受け付けません。)

(1)提出方法

ファクシミリ(059-224-2521)又はEメール(foods@pref.mie.lg.jp)によること。

なお、送信後に電話で着信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和2年7月7日(火)午後3時まで

(3)回答

令和2年7月9日(木)までに三重県Webサイト上で掲載します。

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法 (平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

なお、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除 します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを 除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)
- (4) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行います。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

13 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

14 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置

要綱」(以下、「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1)受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不 当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそ れがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1) イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった各提案書については返還しません。
- (3) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県会計規則の規定に従います。
- (4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。
- (5)委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

18 連絡先及び担当者

三重県 農林水産部 フードイノベーション課 ブランド協創班

担 当 山口、有田

電 話 059-224-2395

FAX 059-224-2521

メール foods@pref.mie.lg.jp